

令和3年広審第37号

裁 決  
押船A乗揚事件

受 審 人 a 1

職 名 A船長

海技免許 五級海技士（航海）（旧就業範囲）

受 審 人 a 2

職 名 A一等航海士

海技免許 六級海技士（航海）（履歴限定）

本件について，当海難審判所は，理事官西村勇二出席のうえ審理し，次のおり裁決する。

主 文

受審人 a 1 の五級海技士（航海）の業務を1箇月停止する。

受審人 a 2 の六級海技士（航海）の業務を1箇月停止する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年6月10日14時30分

白石瀬戸

2 船舶の要目

船種 船名 押船A

総トン数 158トン  
登録長 25.50メートル  
機関の種類 ディーゼル機関  
出力 1,470キロワット

### 3 事実の経過

#### (1) 設備等

Aは、平成22年8月に進水し、コルトノズルラダー付きプロペラ（以下「推進器」という。）を装備した、2機2軸の押船兼曳船兼作業船で、曳航装置を船尾甲板に、上層に操舵室を区画した2層の甲板室を長船首楼甲板前部にそれぞれ設け、操舵室前部に操舵及び機関操縦の各装置を組み込んだコンソールを備え、同コンソール左舷上部にレーダー及びGPSプロッターを設置していた。

#### (2) 白石瀬戸の状況等

白石瀬戸は、岡山県高島南岸と同県白石島北岸とに挟まれた東西に延びる狭い水道で、高島南岸沖合の同県コゴチ島と白石島北岸沖合に設置された沖ノ白石灯台（以下「白石灯台」という。）との間が可航幅約250メートルの最狭部となるほか、同島北岸沖合にカジカケと称する暗岩（以下「白石島北岸沖合の浅所」という。）が存在していた。

#### (3) 関係人の経歴等

ア a1受審人

（省略）

イ a2受審人

（省略）

#### (4) 本件発生に至る経緯

Aは、a1、a2両受審人ほか2人が乗り組み、台船の曳航作業

を終え、回航の目的で、船首1.8メートル船尾3.6メートルの喫水をもって、令和3年6月10日13時35分岡山県水島港を発し、白石瀬戸を経由する予定で、広島県尾道糸崎港に向かった。

ところで、a1受審人は、海図に当たるなどして白石瀬戸の水路事情を把握していたので、同瀬戸に設けられた養殖施設、コゴチ島周辺に拡延した浅礁及び白石島北岸沖合の浅所を避けてコゴチ島と白石灯台との間の可航域に予定転針地点や計画針路線海図に記入したほか、同地点や同針路線をGPSプロッターにも入力していた。

そして、a1受審人は、白石瀬戸が狭い水道に該当することを承知していたので、自ら操船指揮を執って同瀬戸を通航することとした。

a1受審人は、出港操船に引き続いて単独の船橋当直に当たりながら水島港西方沖合を航行し、14時10分白石灯台から065度（真方位、以下同じ。）2.91海里の地点で、昇橋したa2受審人に同当直を引き継いで降橋した。

a1受審人は、船橋当直を引き継いだとき、自ら白石瀬戸の操船指揮を執るつもりであったが、a2受審人から連絡がなくても昇橋できると思い、船長の昇橋地点を明示した上で、同地点に至れば報告させるなど、a2受審人に対し、適切な指示を行わなかった。

a2受審人は、コンソール後方に立ち、いずれも1.5海里レンジのセンター表示としたレーダー及びGPSプロッターを作動させ、昇橋するa1受審人が操船指揮に当たるものと見込み、14時20分白石灯台から066.5度1.44海里の地点で、地形を目視して針路を244度に定め、9.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、自動操舵により進行した。

a2受審人は、14時26分半少し過ぎ白石灯台から074度

710メートルの地点に達したとき、GPSプロッターに表示させた予定転針地点に至ったが、目視したコゴチ島から離せば航行できると思い、同プロッターで予定転針地点を確かめるなど、船位の確認を十分に行わなかったため、同地点に至ったことも、白石島北岸沖合の浅所に向首する状況にも気付かず、目視を頼りにしながら続航した。

a 1 受審人は、昇橋したものの、既に予定転針地点を過ぎて白石灯台の至近を進行しており、自ら操船指揮を執ることができないまま、14時30分白石灯台から218度290メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力で、白石島北岸沖合の浅所に乗り揚げ、これを乗り切った。

当時、天候は晴れで風力2の南東風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

乗揚の結果、左舷推進器、同舷推進器軸に曲損等を生じたが、のち修理された。

#### (原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、尾道糸崎港に向けて航行中、白石瀬戸を通航する際、船位の確認が不十分で、白石島北岸沖合の浅所に向首進行したことによって発生したものである。

運航が適切でなかったのは、船長が、単独の船橋当直を引き継ぐ際、一等航海士に対し、適切な指示を行わなかったことと、同航海士が、白石瀬戸を通航する際、船位の確認を十分に行わなかったことによるものである。

a 1 受審人は、尾道糸崎港に向けて航行中、a 2 受審人に単独の船橋当直を引き継ぐ場合、自ら白石瀬戸の操船指揮を執るつもりであったの

だから、同瀬戸の通航に先立ち昇橋できるよう、船長の昇橋地点を明示した上で、同地点に至れば報告させるなど、a 2 受審人に対し、適切な指示を行うべき注意義務があった。しかし、a 1 受審人は、a 2 受審人から連絡がなくても昇橋できると思い、同人に対し、適切な指示を行わなかった職務上の過失により、自ら操船指揮を執ることができないまま白石島北岸沖合の浅所に向首進行して同浅所に乗り上げる事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa 1 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の五級海技士（航海）の業務を1箇月停止する。

a 2 受審人は、尾道糸崎港に向けて航行中、白石瀬戸を通航する場合、海図とGPSプロッターに予定転針地点や計画針路線を表示させていたのだから、同プロッターで予定転針地点を確かめるなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、目視したコゴチ島から離せば航行できると思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、予定転針地点に至ったことも、白石島北岸沖合の浅所に向首する状況にも気付かないまま進行して同浅所に乗り上げる事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa 2 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の六級海技士（航海）の業務を1箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年3月17日

広島地方海難審判所

審判官 永 木 俊 文